

地中熱アドバイザー 認定制度規程

特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会

地中熱アドバイザー 認定制度規程

2026 年 9 月 1 日策定

第 1 章 総則

【趣 旨】

第 1 条 本規程は、特定非営利活動法人地中熱利用促進協会(以下、「本協会」という)が実施する地中熱アドバイザー認定制度について、その目的、認定要件、更新その他必要な事項を定める。

【目 的】

第 2 条 地中熱アドバイザー認定制度は、地中熱利用の情報に基づき適切にアドバイスが実施できるなど、幅広い分野で地中熱利用の認知向上と普及促進を図る人材の養成を目的とする。

【地中熱アドバイザーの定義】

第 3 条 地中熱アドバイザーは、地中熱利用に関する包括的かつ体系的な知識を有し、地中熱利用の理解促進に向けて適切な情報提供を行い、地中熱利用の認知向上と普及促進を図る者とする。以下に地中熱アドバイザーの位置づけを示す。

- 一 地中熱アドバイザーは、設計・施工管理等の専門技術者に限らず、営業、企画、普及啓発、行政、建築主側の担当者など、幅広い立場の者が取得することを想定し、地中熱利用に関する基礎知識をもって普及啓発や導入検討段階での情報提供を行うことを主な役割とする。
- 二 地中熱施工管理技術者（一級・二級）とは異なる役割を担うものとし、設計・施工管理等の専門的判断を行うものではない。
- 三 地中熱アドバイザーは、実務経験の有無を問わない。
- 四 地中熱アドバイザーは、将来的に地中熱施工管理技術者資格の取得を促す役割も期待される。

【認定要件】

第 4 条 地中熱アドバイザーの認定を受けるには、次の各号をすべて満たさなければならない。

- 一 本協会が指定する以下 3 講座の受講を修了していること。
 - ア 地中熱基礎講座
 - イ 地中熱施工管理講座（地中熱施工講座を代替可能とする）
 - ウ 地中熱設計講座（「地中熱技術者のための空調設備講座」を代替可能とする）
- 二 本協会の会員であること。

第 2 章 認定

【認定手続き】

第 5 条 本協会が定める地中熱アドバイザーの認定手続きは以下の通りである。

- 一 本協会は、第 4 条の認定要件を満たした者を地中熱アドバイザーとして認定する。
 - 二 認定者には、本協会が定める様式の認定証を交付する。
 - 三 認定者は、協会が定める表記により地中熱アドバイザーと表示することができる。
 - 四 認定者の情報は、本人の同意を得たうえで協会ホームページに掲載することができる。
- 2 新規に地中熱アドバイザーの認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項等を記載した地中熱アドバイザー認定申請書を本協会に提出しなければならない。
- 一 会員種別
 - 二 氏名及び生年月日

- 三 現住所
 - 四 第4条第一項の認定要件に従い受講した講座名または受講番号
 - 五 所属する会社などの名称、所在地及び電話番号
 - 六 その他必要な事項
- 3 認定手続きに必要な費用は、本協会が別に定める。
- 4 地中熱アドバイザーとして認定履歴がある方は、新規の認定申請を重ねて行うことはできず、第7条にある更新手続きを行う必要がある。

【認定発効日】

第6条 地中熱アドバイザー認定発効日は、認定申請書を本協会が受領し認定要件を確認した翌月1日とする。

【認定の有効期間と更新】

- 第7条 地中熱アドバイザー認定の有効期間は、認定発効日から起算して最大4年間とする。認定初年度は、認定発効日からその年度末までを1年間と計算する。
- 2 前項の認定は4年毎に認定の更新を受けることができる。
- 3 認定の更新を受けようとする者は、認定の有効期間内に所定の認定更新料を添えて本協会に申請の上、指定の登録更新講座を受講し、所定の更新手続きを行わなければならない。
- 4 更新手続きに必要な費用は、本協会が別に定める。
- 5 地中熱アドバイザー認定の有効期間が切れた場合は、指定の登録更新講座を受講の上、所定の認定更新料を添えて本協会に申請することで再度登録される。

第3章 認定の取消

【認定の停止・取消】

- 第8条 協会は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、地中熱アドバイザーの認定停止または取消を行うことができる。
- 一 虚偽の申請を行ったとき
 - 二 反社会的行為を行ったとき
 - 三 地中熱利用に関する重大な事故または不適切な行為を行ったとき
 - 四 その他、協会が不適当と認めたとき
 - 五 協会の会員でなくなったとき
- 2 前項の認定停止または取消は、本協会の理事会の承認を受けなければならない。

第4章 運営

【地中熱アドバイザー認定制度の運営】

第9条 地中熱アドバイザー認定制度の運営はアドバイザー制度事務局が担当する。アドバイザー制度事務局は理事会の下に置く。アドバイザー制度事務局は資格制度事務局の構成員が兼務する。

第5章 雑則

【規程の改定】

第10条 本規程の改定は、協会理事会の承認を得るものとする。

附 則（施行日、変更の履歴）

附 則（2026 年 9 月 1 日）

- 1 本規程は、理事会で承認された 2026 年 9 月 1 日より施行する。（2026 年 8 月 25 日理事会で承認）